

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月15日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第7号）

措置結果通知日 令和6年1月31日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>図書館利用者の利便性を図るため設置されている返却ポストから、図書を回収する際に駐車場を利用するため保有している駐車場回数券について、管理するための台帳が作成されておらず、使用枚数や残枚数が把握できていなかった。</p> <p>駐車場回数券は現金等価物であるため、管理台帳を作成した上で、購入及び使用の都度記録を残し、適切に管理されたい。</p>	<p>令和5年4月から管理台帳として駐車場回数券受払簿を作成し、使用枚数や残枚数を把握するとともに、月末に館長の確認を受けるよう改めました。</p>

保健給食課

監査結果公表日 令和元年12月27日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和6年2月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、予備監査を実施した11月現在において調定が行われていなかった。</p> <p>このような状態では収入未済額が正確に把握できないことから、収入未済額の繰越調定は奈良市会計規則第21条に則り、適正に整理されたい。</p>	<p>(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、奈良市会計規則第21条に基づいて、令和5年度は速やかに調定を行いました。</p>